

Title	羽鳥卓也 近世日本社会史研究
Sub Title	
Author	尾城, 太郎丸
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.11 (1954. 11) ,p.1058(62)- 1060(64)
JaLC DOI	10.14991/001.19541101-0062
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541101-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

羽鳥卓也『近世日本社會史研究』

服部之總氏の開拓者の問題提起の線に沿って行われて来た従来の幕末維新史研究においては、ブルジョアの發展そのものが研究の中心テーマにおかれたため、この「ブルジョアの發展を阻止している國內の經濟的・社會的條件」すなわち「近代化の阻止的諸要因の研究の部面」は今日の學界にあつて第二義的な問題と看做される傾向があつた。しかも、明治維新によつて「近代化され」たこの國の資本主義が特殊な「型」をもち、「民衆的地盤での近代化が終戦後の今日未だにさして進んでいない」のが現實とするならば、この近代化を阻止している社會的條件が何であり、これを「基底的に規定」するものが何であるかを歴史的に追及して行くことは、歴史學の研究課題の中心のテーマの一つでなければならぬ。このような問題視角から、この「學界のいわばドウンケルな一隅に照明をあてよう」というのが、本書において著者の意圖するところである。(本書序文)

本書の編別構成は、前編明治國家の社會と經濟、後編近世社會變革の經濟的基礎の二編よりなり、前編は第一章民權運動家の「精神」、第二章明治前期の農村の基礎構造、第三章明治期における寄生地主的土地所有制の構造、後編は第四章近世期農村の生産構造、第五章民權運動の經濟的基礎となつており、著者自らも述べておられるように、「明治期から徳川期へ遡及し、そこから再び時代を下つて来る」(四頁)という一見奇異な敘述

の順序をとつているが、これこそむしろ、著者の研究過程を如實に示しているものと思われる。

著者の問題提起は、まづ、明治初期の自由民權運動に關する平野義太郎氏以來の從來の支配的見解に對して疑問を投ずることと始る。すなわち、從來の見解によれば、明治十年代の自由民權運動は、「明治絕對王制に抗爭しつつ近代民主政治の實現を要求する人民のブルジョアの反抗形態」(一四頁)要するにブルジョアの發展がおかれるものと考へられていた。しかるに、この運動の要求する「自由民權」なるものの内容を仔細に検討して行くならば、そこに奇妙な事實が見出される。すなわち、自由民權論者のいうところの「民權」は、かれら「自身によつて國權擴張という目的を達するための手段と看做されて」(一九頁)おり、かつかれらの唱える「眞成の邦國」とは、家族主義的「恭順」意識 Fealty を媒介とした家族郷黨の延長體としての國家であり(二八頁)、又かれらが藩閥政府に向つて要求した地方自治も、いわば「人類の歴史とともに古く」存在したような舊來の地方分権に外ならなかつた。(四三頁)とすれば、自由民權運動を、いわゆる「下から」の近代化の政治的表現と見ることとは疑問だといわねばならない。自由民權運動自體につきまとう「封建的」要素の問題(從來の見解では「土族意識」として説明されていた)もこの點から説明がつく。(第一章)

ところで、民權運動の意識形態がこうした特殊な性格をもつていたということは、この運動の經濟的基礎を見ると、これらの指導者が福島事件の場合に典型的にあらわれているように、多く「豪農」層(中農層でなく)に屬していたという事實に基づく。かれら豪農は徳川期以來の郷頭乃至肝煎の家筋をもち、

農村の部落共同體規律の規制者として部落全體を支配する上層農民であつて、徳川中期以降明治初期に至るまで、寄生地主化への傾向を辿りつつも尙地主手作經營を中核として、近世以降のこの國の農業生産力の發展の擔い手となつて来たものであつて、しばしば工業經營をも行つたが、かれらには、藤田五郎氏が認められたようなブルジョアの性格の片鱗すら見出すことは出来ない。何故かといへば、かれら豪農の雇傭する勞働力の歴史的性質について見れば、雇傭形態が質物奉公↓居消費奉公↓年季奉公へと變化しても、雇傭關係を貫くものは勞働者の主人に對する人格的自由でなく隷屬であり、豪農の商品經濟的活動は共同體のヒアラルキッシュな生産關係を掘り崩すどころか逆にこれを再生産することとなり、他方地主小作關係においても、「封建的契約と規定されるべきかどうかについて疑念を抱かせ」(一三五頁)ような情緒的な家長的關係が支配的であるという事情が存在していたからである。

しからば、豪農をして眞の意味における近代化の擔い手たらしめなかつたのはいかなる理由によるか。それは第一には勞働生産力の發展が土地生産力の増大追及の副産物としてしかあらわれないような多肥集約農業という生産力構造のあり方であり、第二にはこれと關連して、中世ヨーロッパの封建的生産様式の土臺となつた村落共同體には見られない特異な日本の共同體(ここではすべての社會的關係がたえず家族關係に擬制されてあらわれる)の構造そのものによる。(第二、三章)

かくして、明治十年代の農村の好況も何等中農層のブルジョアの發展の條件となり得ず、前記豪農に率いられる民權運動は、支配層内部の對立抗爭としての性格を多分にもち、明確なブルジョア民主主義革命への方向を打出し得なかつたこととなる。

書評及び紹介

したがつて、明治初期における近代化の「二つの道」に關しても、豪農層の主導する民間産業の資本主義化のコースは、かの藩閥政府の主導する資本主義化Ⅱ殖産興業のコースと同じく、範疇的にはやはり「上から」の近代化として把握されねばならず、これらは何れも先進國の産業資本の壓力に對する對應形態であり、この對應の仕方の相違が、藩閥政府に對抗する民權運動という政治的形態をとつてあらわれたものに過ぎない。民權運動の歴史的意義はこの點につきる。(第四章)

三

以上は、本書における著者の見解の極めて大雑把な要約であるが、何分にも從來の支配的見解に對する有力な批判を含んでいるので、學界に及ぼす影響には大きなものがある。しかし同時に残された問題もまた多々あるのではなからうか。

たとえば、豪農經營の近代化的性格の問題について、雇傭勞働力の歴史的性質のいかんをもつてその決定的指標とされておられるので、その限りでは範疇的に正しいと考へられるが、古典的な西歐の場合ならばとも角、後進國とくに日本の場合、この國のブルジョアの發展の特殊性を理解するには少し抽象的な問題設定ではなからうか。もつとも著者は、本研究の主眼を近代化の阻止的要素の解明に限定されてはいるが。

そして又、本著作全體から受けた感じでは、この阻止的要素がたえず再生産され、日本の農村は永遠にこの惡循環を脱することが出来ないかのような宿命的な印象を受けたのであるが、現實の歴史は果してそのようなものかどうか。この阻止的要素を克服する内在的契機はどこからどのようにして生れて来るのか、評者にはこの點が理解出来なかつた。

紙數不足のため、著者の意圖を極めて不十分にしか傳えるこ

とが出来ず、しかも身勝手な思いつきを書き並べるに止つて、先學の著者に對して甚だ失禮な次第ではあるが、更に立入つた検討は別の機会に譲りたいと思ふ。

(未來社刊、A5版、二五六頁、四〇〇圓)(尾城太郎丸)

新澤嘉芽統著『農業剩餘價值形態論』

農業經濟學の理論的基礎は地代論にある。蓋し、農業においては土地がその不可欠の主要な生産手段となつてゐるからである。土地の制限性と土地所有の獨占によつて、市場價值法則並びに生産價格法則がモディファイされ、農産物價格形成機構の特殊性が規定される。従つて、農業經濟學上の諸論争も主として地代論をめぐつてたかかわされてきたのであるが、件の「虚偽の社會的價值」をめぐる論争に集中的に表われてゐるよう、地代本質論の域を出ずるものは殆んどなかつた。

本書は、このような事態にあきたらず農産物價格形成機構を媒介にして、地代現象を有機的に把握しようとする試みた「上向法」的勞作である。即ち、地代の本質規定の枠内にとどまることなく、本質が如何なる形態をとつて現れるかという形態規定の問題に力點を置いて展開する。本書の題名が「農業剩餘價值形態論」といわれる所以である。

第一篇(地代)においては「地代論争」を戦前にまでさかのぼつて回顧し、戦後まで續いた論争の成果として二つの結論を出す。

第一は、「商品の現實的價值はその個別的價值ではなくて社會的價值である」ということから、「市場價值こそ價值と考ふべきであるということ」(五〇頁)。

第二は、「相對的剩餘價值は必要勞働の短縮から生ずる剩餘

價值」であつたのである。そして、差額地代に轉化してゆく剩餘利潤の源泉を相對的剩餘價值と規定しようとするとき、それは生産條件の優秀性に基つて生産される特別剩餘價值のことであつたのである。それ故に差別性が求められるべきとすれば、一般的剩餘價值率に關係する相對的剩餘價值とそれに關係しない特別剩餘價值との間には、差額地代に轉化してゆくべき農業部門における特別剩餘價值と他部門の特別剩餘價值との間にこそ求められなければならないのである。

第二・三篇は「本書の主要部分をなす」(三頁)というにふさわしく、第二篇(土地資本と地代)では多くの考えられうる前提を置いて、借地期間、土地改良、開墾費をめぐつて、多くの「表式」を使用しつつ理論的な展開を試み、論理的歸結を導き出して法則化してゐるのであるが、第六章「開墾費と絕對地代」の考察において、絕對地代が土地の種類によつて異なり得る場合を展開してみせてゐるのはわれわれに奇異の感を抱かせる。著者自身これには「疑問なし」としない(一一四頁)とされてゐるのであるが、そのように、土地によつて絕對地代が異つてくるといふことは如何にして生じたのであろうか? それは開墾地と既耕地との間に投下資本額(しかも資本構成の異なる)の差があることを前提にもちこみ、その上で絕對地代は個別的價值と個別的生産價格との差であるという命題を適用したからである。平均利潤率を前提として投下資本量が異なれば利潤量が異なるから、資本構成が異つて剩餘價值率を同一とすれば個別的價值と個別的生産價格との差は夫々異なる。従つて絕對地代を個別的價值と個別的生産價格との差であるとすれば、必然的に絕對地代は異なつてくるわけである。

だが、絕對地代は農業における剩餘價值の一般的利潤率形成への参加をおしとどめて、農産物の市場調整的價格を生産價格

價值であつて、市場價值と個別的價值との差額、すなわち、個々の生産力大なる資本の收得する特別剩餘價值、別の言葉で表現すれば剩餘利潤とは區別せられること、特別剩餘價值の生産は個別的におこなわれ、相對的剩餘價值の生産は全體的におこなわれるということ(同上)即ち之である。

市場價值こそ價值であるとなし、差額地代の源泉は「土地條件の相異による市場價值規定の特殊性から生ずる特別剩餘價值」(五七頁)と規定しておられる點は全く同感であるが、「差額地代に轉化してゆくべき超過價值分は、上・中位の豊度の土地を生産手段として使用する資本にのみ生ずる超過價值であり、かかる意味においては特別剩餘價值と同意義のものであるが、一般的剩餘價值率に關係しないものであるから相對的剩餘價值ではない」(五六頁)として「差額地代に轉化してゆくべき剩餘利潤を相對的剩餘價值とする見解の誤謬」(五五頁以下)を指摘してゐるのは疑問なきを得ない。相對的剩餘價值と特別剩餘價值との區別は一般的には著者の指摘される如く、前者が「一般的剩餘價值率の變化に對應する剩餘價值の増加分」(五六頁)であるのに對し、後者は一般的剩餘價值率に關係しないものであるというところにあるのであるが、兩者の同一性を見落してはならない。「機械は、それが散在的に採用され始めたとき、その所有者によつて使用される勞働を強められた勞働に轉化し機械生産物の社會的價值をその個別的價值以上に高め、かくして資本家をして日生産物のヨリ小さな價值部分をもつて勞働力の日價值を補填せしめることを得せしめることによつても、相對的剩餘價值を造り出すのである」(Das Kapital, Bd. I/2, S. 426)。このような「相對的剩餘價值」の生産は資本家階級が全體として行うものを個々の資本家がなしてゐるにすぎないのである。かかる意味において特別剩餘價值もまた「相對的剩餘價

以上たらしめる土地所有の獨占によつて創造されるものであるとは言へ、「與えられた平均利潤以上に出ずる剩餘價值分が、如何なる程度まで地代に轉化され如何なる程度まで平均利潤への剩餘價值の一般的均衡化に參加するか」といふことは……一般的市況の如何に懸る」(a. a. O., Bd. III/2, S. 813)ものであるとすれば、最劣等地の價格が市場調整的價格となるのであるから、絕對地代の高さは、最劣等地の價格と一般的生産價格との差によつて定まり、その差額に絕對地代額が土地の優劣にかわりなく、一樣に同一面積の土地生産物の中に實現されることとなるのではなからうか? 優等地にそれ以上の超過分が生ずるとすれば、それはすべて差額地代と理解されるべきではなからうか? 絕對地代は個別的價值と個別的生産價格との差であるというとき、農業部門内部の投下資本量並びに有機的構成には差異のないことを前提にしてのみいわれうるものではなからうか?

以上若干の疑問點について述べたのであるが、第三篇においては利子生み資本の理論を援用しつつ「土地所有のおこなう開墾の性格」を別決し、土地所有者の土地資本家への機能轉化の過程をめぐりに理論化してゐる。

總じて、本書はすぐれた理論的勞作であり、特にその精密さには洵に敬意を表すべきものであるが、著者自身の言葉を借りて言えば、「鉞を鍛うべきところに剃刀を研いでいた」の感がある。本書にあらわれてゐるような理論的精密さをもつて著者が現實の日本の農業問題の分析に立向われることを期待するものである。

(A五版三六四頁、東大出版會、一九五四年七月五日、定價六八〇圓)

(常盤 政治)